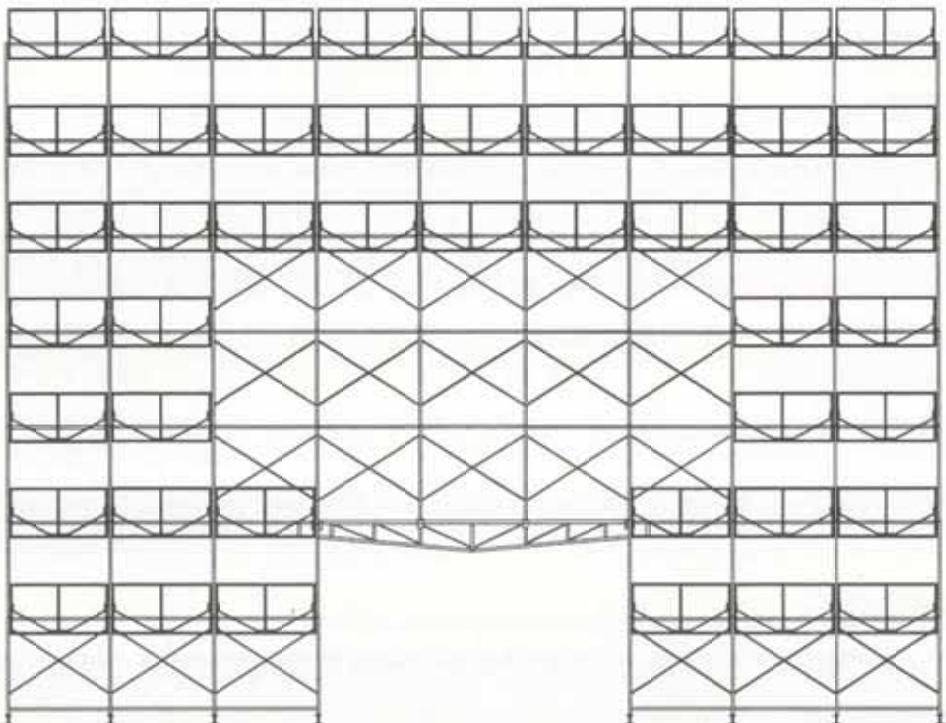


手すり先行工法に関する ガイドラインのあらまし

手すり先行工法による足場により、
墜落災害をなくしましょう!



厚生労働省労働基準局
都道府県労働局
労働基準監督署

はじめに

厚生労働省では、足場の設置を必要とする建設工事(軒の高さ10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事を除く。)の労働災害防止を図るため、手すりを先行設置する「手すり先行工法に関するガイドライン」を策定しました。

このリーフレットは、建設事業者等に手すり先行工法に関するガイドラインの内容の理解と周知を図るために、その要旨をまとめたものです。

手すり先行工法による安全な作業を行うことにより、墜落・転落による労働災害を防止するよう、関係事業者の方々にお願いします。

手すり先行工法に関する ガイドラインのねらい

建設業における労働災害の発生状況をみると、図のように、墜落によるものが多く発生しており、そのうちの約2割が足場からの墜落となっています。特に足場の組立・解体中に発生したものが多くなっています。

このため、建設業における災害の発生を防止するためには、手すり先行工法が有効と考えられます。

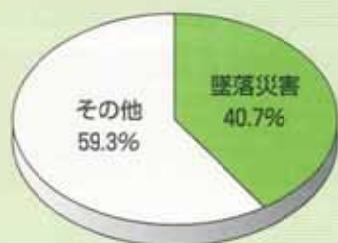
このようなことから、建設現場で実際に行われている手すり先行工法の好事例を基に、墜落等の労働災害防止のために望まれる対策をガイドラインとしてとりまとめたものです。

また、あわせてガイドラインには、組みあがった足場について、働きやすい安心感のある足場の基準が示されています。

手すり先行工法は、今後もさらに機材の改良等が望まれる工法ですが、労働災害の防止のため、工法の普及・定着が望されます。

建設業における死亡災害発生状況
(平成13年)

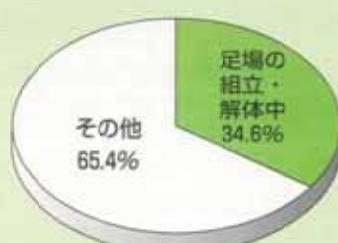
1 死亡災害のうち墜落災害の割合



2 墜落災害のうち足場からの墜落の割合



3 足場からの墜落のうち足場の組立・解体中のものの割合



ガイドラインが適用される工事

手すり先行工法に関するガイドラインは、足場の設置を必要とする建設工事のうち、軒の高さ10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事を除くものに適用されます。

手すり先行工法に基づく足場の組立て等の作業

「手すり先行工法」とは、足場の組立ての作業を行うときは、労働者が一層上の足場の作業床を設置する前に、「手すり先行工法による足場設置基準」に基づいて、当該作業床の端となる箇所に適切な手すりを先行して設置し、かつ足場の解体の作業を行うときは、最上層の作業床を取り外すまで、最上層の作業床の端の手すりを残置して行う工法をいいます。

このため、具体的には「手すり先行工法による足場設置基準」の1～3の基準を満たす足場の組立て等の作業を、ガイドラインに基づいて策定した施工計画等に基づいて行うことになります。

事業者等の責務

事業者は、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、ガイドラインに基づき、足場の組立て等の作業を行い、かつ、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、建設工事における墜落等による労働災害の一層の防止に努めることが必要です。

また、労働者は、労働安全衛生法等の関係法令に定める必要な事項を守るとともに、事業者がガイドラインに基づいて行う措置に協力することにより、建設工事における墜落等による労働災害の防止に努めることが必要です。

ガイドラインに基づいて講すべき措置(概要)

1 足場に係る施工計画の策定

事業者は、足場の設置を行う作業箇所等に係る事前調査を行うとともに、足場計画、機材管理計画、作業計画、機械計画、仮設備計画、安全衛生管理計画及び工程表を作成することにより、足場に係る施工計画を策定し、関係労働者に周知すること。

(1) 事前調査

足場を設置する前に次のア及びイの調査を実施し、当該調査結果に基づき、(2)から(8)までの計画を作成する。

- ア 敷地内調査
- イ 周囲の調査

(2) 足場計画

(1)の事前調査の結果に基づき、次の事項を明らかにした足場計画を作成する。

- ア 足場の種類等
- イ 構造
- ウ 設計荷重
- エ 最大積載荷重
- オ 機材
- カ 組立図
- キ 点検

(3) 機材管理計画

(2)のオの機材については、次の事項を明らかにした機材管理計画を作成する。

- ア 機材の点検
- イ 規格への適合の確認
- ウ 経年管理の確認

(4) 作業計画

(1)の事前調査の結果及び(2)により決定した足場の種類に応じて、次の事項を明らかにした作業計画を作成する。

- ア 足場の組立ての作業の準備
- イ 足場の組立ての作業
- ウ 足場の解体の作業
- エ 足場の変更の作業

(5) 機械計画

足場の組立て等の作業にクレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の機械を使用する必要があるときは、次の事項を明らかにした機械計画を作成する。

- ア 機械の設置
- イ 機械の使用

(6) 仮設備計画

次の足場に関する仮設備を設置するときは、当該仮設備の種類、数量、設置場所、設置方法、設置期間及び使用方法を明らかにした仮設備計画を作成する。

- ア 安全に昇降するための仮設備
- イ 飛来落下を防止するための仮設備
- ウ 照明を確保するための仮設備
- エ 電源を確保するための仮設備
- オ その他必要な仮設備

(7) 安全衛生管理計画

次の事項を明らかにした安全衛生管理計画を作成する。

- ア 安全衛生管理体制
- イ 安全衛生教育
- ウ 安全衛生活動

(8) 工程表

足場を使用する作業等及び足場の組立て等の作業において、次の事項を明らかにした工程表を作成する。

- ア 各作業に関する工程
- イ 安全衛生管理に関する工程
- ウ 各作業間及び各作業と安全衛生管理の関連

2

足場に係る施工計画の実施及び変更時の措置

事業者は、前述の1で策定した足場に係る施工計画及び足場設置基準に基づき、手すり先行工法による一連の作業を適切に行うこと。

また、同施工計画を変更する必要が生じた場合は、事前に関係者と十分に検討を行った後に変更し、変更した施工計画は関係労働者に周知すること。

手すり先行工法による足場設置基準(概要)

1 手すり先行工法による足場の組立て等の基準

足場の組立て、解体又は変更の作業においては、労働安全衛生規則第563条、564条等の足場に関する労働安全衛生関係法令の規定を遵守した上で、さらに労働者が足場から墜落する危険を減少させるため、次の(1)～(3)の基準を満たす手すり先行工法によること。

(1) 手すり先行工法の種類

次のいずれかの方式を採用すること。(参考図参照)

- ア 手すり先送り方式
- イ 手すり据置き方式
- ウ 手すり先行専用足場方式

(2) 手すり先行工法の機材等の性能及び使用方法

採用した方式ごとに、定められた性能及び使用方法であること。

(3) 安全帯の取付設備の性能及び使用方法

定められた性能及び使用方法であること。

2 働きやすい安心感のある足場の基準

足場上の高い緊張状態が要求される作業を改善するためには、関連する労働安全衛生関係法令のすべての規定を満たした上で、定められた基準を満たす働きやすい安心感のある足場とすることが重要です。

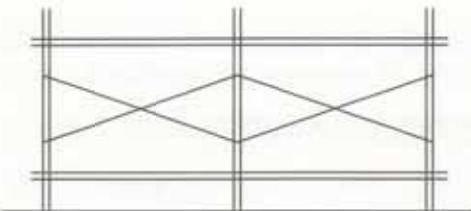
なお、二段手すりや幅木等の改善措置機材のいずれか又は複数を取り付けたもの等のこの基準に基づく足場については、(注)「緊張を軽減する機械等の導入」に該当し、快適職場形成のための措置として取り扱われます。

(注) 平成7年9月26日付け基安発第13号「建設業における快適職場形成の推進について」の別表の2作業方法の(4)緊張作業の「対象の例」の欄に示されている。

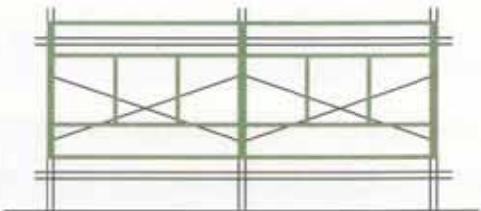
3 足場の点検等

点検等の実施と点検等の実施体制について、定められた基準を満たすこと。

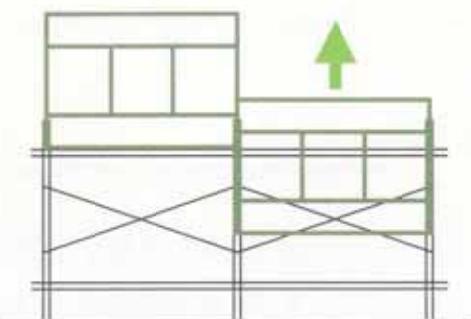
手すり先送り方式による施工例



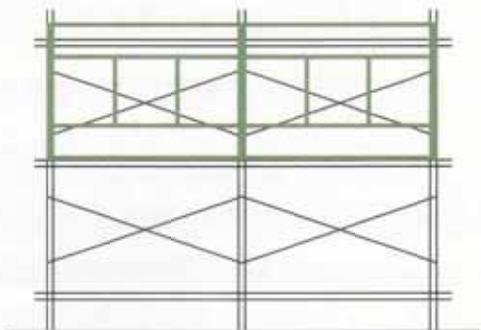
- 1 1層目の建わくを組み立て、交さ筋かい、床付き布わくを取り付ける。



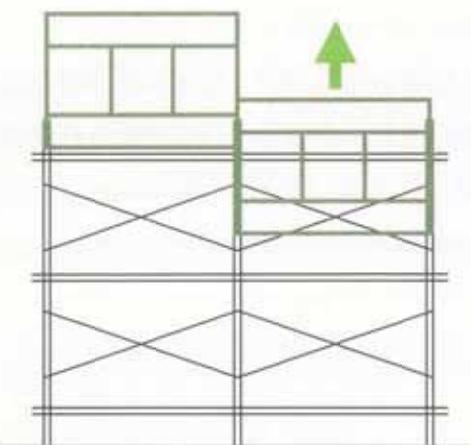
- 2 地上から、手すり枠を建わくに取り付ける。



- 3 手すり枠を、2層目に押し上げる。

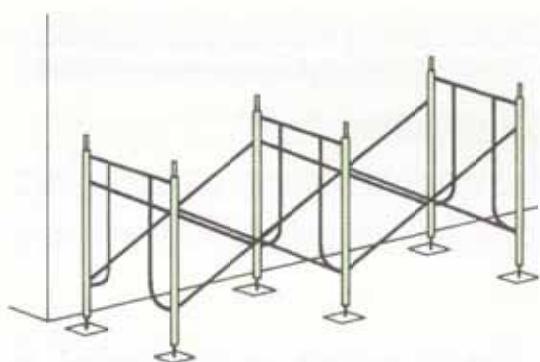


- 4 2層目の建わくを組み立て、交さ筋かい、床付き布わくを取り付ける。

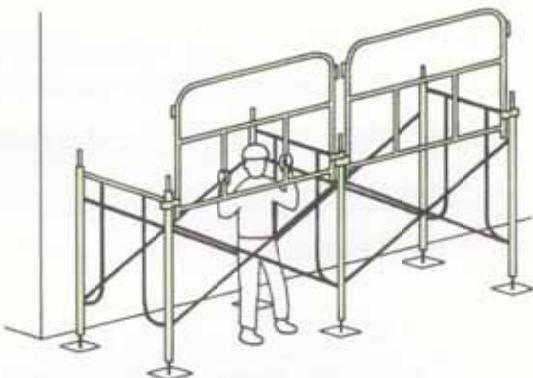


- 5 2層目の作業床から手すり枠を、3層目に押し上げ、同様に作業を繰り返す。

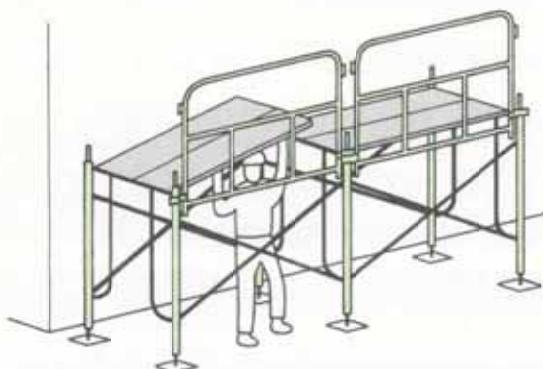
手すり据置き方式による施工例



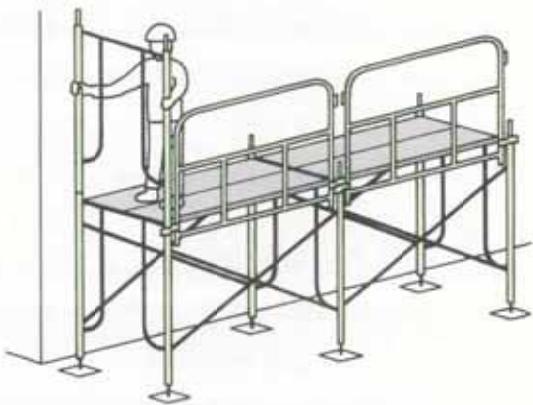
1 1層目の建わくを組み立て、交さ筋かいを取り付ける。



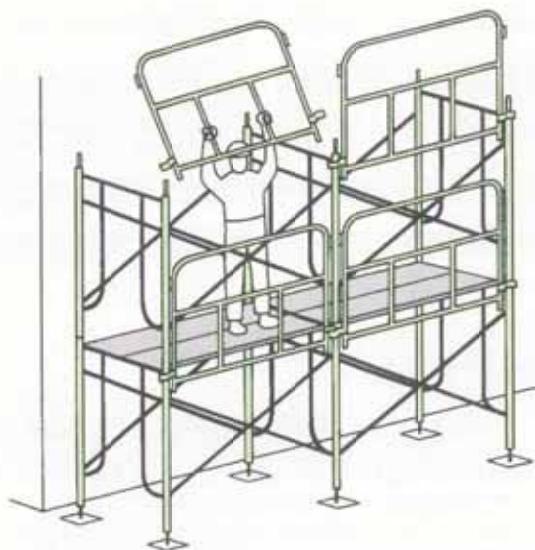
2 地上から、手すり枠を建わくに取り付ける。



3 地上から、床付き布わくを取り付ける。



4 2層目の建わくを組み立てる。



5 交さ筋かいを取り付け、3層目の手すり枠を取り付ける。
以下、同様に作業を繰り返す。

●ご不明の点は、最寄の都道府県労働局・労働基準監督署へお問い合わせください。